様式１

整理番号	健康－法申－11

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 （電話番号）	健康局保健所感染症対策課 （ ６６４７－０６５６ ）
処分担当名	同上
処分の名称	障害年金等の給付申請
概　要	予防接種法に基づき、定期又は臨時の予防接種を受けた者が、重い疾病や障害の状態となったり死亡したときは、その疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものと厚生労働大臣が認定したときは、給付金を支給しています。 給付金には医療費・医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料などがあります。
根拠法令等 及び条項	予防接種法第１５条
審査基準	給付は厚生労働大臣の認定があった場合に決定されます。 認定の基準については、厚生労働省の審議会にて決定されるため、大阪市として審査基準は設定できません。
標準処理期間	処分の性質上、標準的な期間を設定することはできません。
経由日数	３０日
提出先	予防接種を受けた区の保健福祉センターの保健業務担当
提出時期	随時
提出方法	①大阪市内居住が確認できる書類　②母子手帳の写し　③医療費・医療手当の請求書　④予診票の写し　⑤カルテの写し　⑥受診証明書　⑦診断書　⑧領収書を予防接種を受けた区の保健福祉課保健業務主管担当へ提出してください。 ただし、追加書類が必要になることもあります。
手数料	申請自体に手数料はかかりませんが、提出書類の中には取得にあたり費用が発生するものがあります。
相談窓口	予防接種を受けた区の保健福祉センター保健業務担当
ホームページ	
備　考	